

# 大学図書館問題研究会 京都

〒607 京都市山科区大宅山田町 34 京都橘女子大学図書館 田北十生気付  
 (Tel) 075-574-4118 (Fax) 075-574-4124

## 近畿4支部新春合同例会のご案内

奈良支部より下記のように近畿4支部新春合同例会の案内がありました。京都支部会員のみなさんのご参加をお願いします。

日 時 1998年1月24日(土) 14時30分ー  
 講 演 「源氏と定信」(仮題)(講師:岡嵐偉久子/天理図書館司書)  
 場所 未定  
 終了後、懇親会を予定

秩父 直子(奈良県議会図書館)  
 Tel. 0742(22)1101ext. 5171  
 Fax. 0742(23)1404 秩父宛

### <12月支部委員会の報告>

12月支部委員会は、忘年会を兼ね拡大支部委員会として「楽」で開かれました。

#### 報告事項

第6回京都図書館大会(報告者 呑海さん)

詳しくは、1月号に呑海さんの報告を掲載予定です。

#### 審議事項

- ①支部報について
- ②1997年度研究集会について  
分科会方式が良いのではという意見が出ました。
- ③新春合同例会について
- ④次回支部委員会日程→1月23日  
(出席者)篠原、大館、井上、堤、呑海、中嶋、田北  
(オブザーバー)酒井、竹村、若井、篠原恵子の各氏)

目次	近畿4支部新春合同例会…………… 1頁
	図書館の死は誇張に過ぎない…………… 2頁
	小さな図書館でもできる…………… 6頁
	噂の『学術司書』って なあに?…………… 7頁
	新連載「リュウ」第2回…………… 15頁
	数珠つなぎ(23)…………… 16頁

支部報に関するご意見は最寄の支部委員または編集気付(京都橘女子大学

☎ 075-574-4118 FAX 075-574-4124

♥ kazuodesu@ma2.justnet.ne.jp) 田北まで

# 「図書館の死」は誇張に過ぎない・・・か

— アメリカの大学図書館界の一年を振り返る —

篠原俊夫



昭和初期の金融恐慌の再来を思わせる昨今の過熱報道である。過熱しているのは、金融界ばかりではなさそうで、普段は地味な図書館関係の雑誌にも過激な言葉が負けじと氾濫している。

College & Research Libraries News, Oct.1997, v.58, no.9 にごく短い記事だが、ショッキングな言葉が使われているのを見つけた。

Greatly exaggerated death of the library / by Arlene Rodda Quaratiello (余りに誇張され過ぎた図書館の死) がそれである。

「図書館の死」というセンセーショナルな言葉が通常、図書館関係の専門誌に現れるケースはこれまで少なかったように記憶している。しかし、考えようによっては図書館以外の世界では、「図書館の死」は、もはや特筆するほどのことではないのかも知れない。

なぜそう考えたかと言えば、この記事の論旨がテレビ広告に蔓延する図書館への揶揄や過小評価に対する抗議であり、筆者の苛立ちの表明であると言っていいからである。

例えば Packard Bell 社の広告は、図書館を「近づき難く非友好的な場所」として描写しているし、別の広告では、一人の女性がコンピューターに向かって、次のような質問を發する。

「ヴァチカンには部屋がいくつありますか」と

いう質問に対して、パソコンは直ちに正解

を与える。しかし、それは虚構の世界でしかあり得ないことだと筆者は抗議する。たかだか広告の手段ではないかと笑ってすまされないのである。何故ならレファレンス業務に精通した図書館員は無用の長物であり、卓上のパソコンに及ばないという偽りの幻想をこれから育ってゆく若者に与えるからである。誇張された広告によってパソコンは売れるかも知れないが、パソコンを売りたいという商魂のために有為の青年に図書館員に対する誤ったイメージを植え付けることで、彼は寄宿舍の優秀なパソコンでインターネットの検索さえできれば、面倒な図書館通いは無用になると錯覚させることになる。今でも本当に必要な情報は、大学の中心に位置する大学図書館にあるということを青年が理解しなかったとしたら結果は重大である。

とは言え、図書館や図書館員無用論と受け取られかねない広告は不当だとしても、パソコンの有用性はゆるがない。筆者の主張はパソコンやインターネットの有効性と有能な図書館員の必要性は二者択一ではなく、車の両輪のごとくいずれを欠いてもいけないという言ってみれば、ごく平凡な結論にたどり着く。

インターネットの広大無辺なサイバースペースを自由に航行して、必要な情報を獲得することは容易ではなく、道案内に長けた図書館員の存在が不可欠だという主張である。

確かにインターネットの世界は急速に進化を遂げ、情報の多様化は一段と加速している。すべてが世紀末に向かって、繁栄か滅びか定かではないけれど、疾走している。しかし、確固たる未来のイメージはどこにも像を結んでいない。疾走していなければ取り残されそのような不安感に苛まれながら、取りあえず日々陳腐化する情報空間を抜かりなく泳いでいる。

世紀末の一年が過ぎ去ろうとしているが、考えてみれば特筆するほどの変化が果たしてアメリカの大学図書館の世界に起こったのだろうかという疑問はある。

敢えて言えば、無限の時間を想定すれば主として人類の滅亡が不可避であるように、図書館の緩慢な死が不可避であるにしても、ヴァーチャル・ライブラリーが今日明日のうちに、大学図書館の存在理由をゆるがすようなこともない。情報のデジタル化を困難にしているのは技術的なものより著作権の問題であり、その問題をクリアできない限りヴァーチャル・ライブラリーが既存の大学図書館を無用にするという主張は幻想である。

今年一年のアメリカにおける大学図書館活動のキーワードは何だろうと考えてみる。どう考えてもアウトソーシング以外の言葉を思い浮かべることができない。しかし、見落としがないように念のためにおもだった図書館関係の雑誌のバックナンバーからめぼしい記事を大急ぎでチェックしてみた。

やはりと言うべきか、*Library Journal*, *Journal of Academic Librarianship*, *College & Research Libraries*, の3誌の掲載論文に共通する言葉で、今年新たに浮上してきたのは、アウトソーシング一語しか目に付かなかった。

アウトソーシングがこの一年で急速に図書館業務の課題として浮上したと言うより、これまで水面下でゆっくりとしたペースで模索しつつ進められていたものが、規模と範囲の広がりのおかげで徐々に浮上してきたということではなかろうか。もっと厳密に言えば、これまでのアウトソーシングが図書館のスタッフの身分に直接の不安感を与えるところまでドラスティックにやられることはまれであったということである。

いまやアメリカといわず大学図書館において、アウトソーシングは避けて通れぬ課題であり、それが直接の痛みを伴うことが多いだけに、それが図書館と図書館員にもたらした衝撃の大きさは類のないものであった。

確実に言えることは、図書館を取り巻く環境が急速に厳しさを増し、生き残りをかけたリストラの波が図書館を飲み込む勢いで襲ってきたということである。

本来は一般企業などで情報システムに係わる業務などを外部に委託することを意味したはずのアウトソーシング（外部委託）が、気がつけば図書館の世界でも違和感なく使われるようになっていく。

公共図書館を含む図書館一般におけるアウトソーシングは、目録業務から始まり、図書選択業務にまで及んでいる。

アメリカの大学図書館においては、目録業務のうち、コピーカタログ業務については、サポート・スタッフの仕事とされてきたこともあり、比較的業務の外部委託もやりやすい

ことは事実である。しかし、一つの大学図書館の目録業務を全面的にアウトソーシングの対象とすることはよほどの決断を要する。Wright State University で Arnold Hirshon が実施した目録の外部委託は、短期間に周到に計画され、果敢に実行されたという点では画期的なものであった。Hirshon はアウトソーシングの実施過程を経験をふまえて理論的に整理し直し、マニュアル化したものを後に出版している。

(Outsourcing Library Technical Services. New York: Neal-Schumann, 1996)

Hirshon の本の内容についての評判そのものは悪くないのだが、実際のアウトソーシングの実施過程では果敢な実行力を見せている分だけ、現場のスタッフの強い反撥を引き起こした。経営的な観点からの合理化がより直接的になされやすい企業の図書室の職員の不安は大学図書館員にくらべても比較にならないほど大きなものであるが、その現場においては図書室職員たちがやっきになって、コンピューターにできない図書館員の存在が不可欠であるような図書館サービスについて検討をすすめている。

(Information counseling and the outsourcing challenge to corporate librarianship / by John Agada College & Research Libraries, July 1997, v.58, p.338-347)

例えば、個別の企業の構成員の需要に応じたきめ細かな情報カウンセラーの役割を担うことでアウトソーシングできない仕事を創出するとしている。

大学図書館におけるアウトソーシングにいかに対応するかという問題を検討したのが、以下の論文である。ただし、これは一例にすぎず、代表的な論文というわけではない。

(Learning to compete: competition, outsourcing, and academic libraries by Robert Renaud Journal of Academic Librarianship, March 1997, p.85-89)

結論だけを言えば、企業的な経営の観点からなされている厳しいコスト意識は図書館員にとって新鮮な刺激を与えてくれたこと、それを受けて新たな気持ちで競争に耐えうる大学図書館をつくることの必要性を認めつつも、長年に渡って築きあげてきたコレクションや業務上の知識や確固とした専門職の基準という強い基盤を有していることを忘れてはならないと主張している。

大学図書館の例ではないけれど、アウトソーシング問題でアメリカ中の図書館員の注目を浴びたのがハワイ州立図書館における選書業務の全面委託問題である。これは思わぬ形で終わったのだが、その顛末を簡単に紹介してみたい。

大学図書館であれ公共図書館であれ、図書館員にとって選書業務は専門職の根幹にあたる業務であって、手放すことはあり得ないと考えられてきた。無論、公共図書館の開館に併せて納入される急ぎのコレクションや特定分野の一括購入など部分委託程度のことは、ごくありふれたことであり、図書館専門職にとっても驚くほどのことではない。

しかし、小さな州とは言え、歴としたアメリカの州の公立図書館組織が全面的に自館による選書業務を放棄して、外部の業者に委託するということになれば、前代未聞のことであり、全米の図書館員の間、猛然たる議論が沸騰したのは当然のことである。

世紀末の図書館はそままでやるかという慨嘆であろうが、何より、この構想の発案者であるハワイ州立図書館長がこの選書業務全面委託計画を「我々は21世紀のモデルを作りあげた」と強気にぶちあげたものだから、余計に反響は大きかった。

その内容は向こう5年半の間、金額にして14億円(年額2億6千万円)相当分の図書の選書業務を Bayker & Taylor に委託するというものである。これは分館を含むハワイ州立図書館のすべての購入図書の選書を外部の業者に委託することになる。

館長の言い分は「これからの図書館員は仕事の重点を選書業務から利用者サービスに移すべきだ」ということであった。「普通の公共図書館の利用者は、書架の本がどのようにして集められたかということには頓着しない」とも言っている。

B&T社は安価な児童書やヤングアダルト向けのペーパーバックを含めて、一律に一冊あたり21ドル弱で納入する契約を結んだのだが、これは目録作成や装備などの整理業務全般を含む価格であり、自館でやれば一冊あたり35ドルとなる計算だという。

長くなるのでこれ以上の詳しい経過は省略するが、全米の図書館員と図書館協会、ハワイ州の議会、利用者としての住民の猛反対をくらってこの計画はスタートして間もなく、契約破棄という形で幕引きされた。表面的には業者が契約を履行しなかったことが原因とされているが、館長が非難の嵐の中で立ち往生して断念したのが真相であろう。

(Outsourcing model--or mistake: the collection development controversy in Hawaii Library Journal, March 15, 1997 p.28-31)

これをもって少なくとも選書業務が図書館業務の根幹であるという理念は守られたとするのは早計であろう。今回、州立図書館の選書業務全面委託が問題になったのは、それがたまたまアメリカの州とは言え、最果てのハワイ州における事件であったために中央意識の強いアメリカ本土の図書館員が一斉に反撥したのではないかという見方もされているのである。悪いけれど文化の中心から遠いところにあつて情報にうといハワイ州が何をしてくれるという反応である。だから中央のニューヨークやサンフランシスコで同様のことがおこっても反応は別のかたちになったとも考えられる。

結論としては、財政難から生じたこととは言え、図書館業務の聖域はなくなりつつあるということである。サービス業務の委託は今後もないのではという予測も成り立ちそうにない。

アウトソーシングと直接の関係はないがもうひとつ図書館サービスのあり方の根幹を問う問題がいよいよ前面に浮上してきたと考えられる。広い意味での図書館サービスの有料化の問題である。ここ数年大学図書館を揺るがす大問題になっている学術雑誌価格の高騰と購入中止、代替策としての複写サービスの拡大があるが、これを有料とすべきか否か、商業ベースのドキュメント・デリバリー・サービスの導入の可否、電子ジャーナルの導入と有料化、検索サービスの有料化など、これまで無料を原則としてきた図書館サービスが悪化する一方の財政事情もあつて、急速に有料化の方向にゆれていることが懸念される。

平等で無料を原則に利用者を差別しないことを誇りとしてきた公共・大学の図書館が有料でもサービスそのものがなくなるよりましの論理で、徐々に有料化の方向に向かいつつあるというのが実態ではなかろうか。無論、現状では有料化の是非については、議論は拮抗しているし、容易には決着しないとしても楽観はできないと思われる。

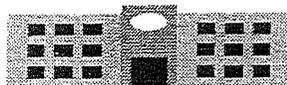
以上、大急ぎでアメリカの大学図書館の一年を振り返ってみた。言うまでもなく、これは見やすい一面をみただけであり、地味で誠実な図書館活動は営々と続けられている事を忘れてはいけない。

(しのはら・としお 京都大学総合人間学部図書館)



## 小さい図書館でもできる -障害者サービス分科会にて-

松 延 秀 一



10月29日～31日、山梨県で第83回全国図書館大会が開かれ、例年通り、障害者サービス分科会に参加した。参加者名簿によれば、京大からは小生以外に5人が大会に参加したらしい。他の分科会については、その5人を含む誰かから投稿があるでしょう。

午前中は、田中章治・JLA障害者サービス委員会委員長（全盲、東京都立中央図書館）から、この1年をふり返る基調報告。このあと、種村エイ子氏（「知りたがりやのガン患者」の著者）による病院入院患者への図書館サービスの必要性を訴えるレポートや、聴覚障害者向け字幕付き映画上映会のレポートがあった。

午後は多文化サービス（在日外国人へのサービス）、入院患者へのサービス、そして、障害者サービス入門、の3つの分散会に分かれた。

入門の分散会では、大阪府立中央・大阪市立中央のビデオを紹介、設備・施設設置にあたっての留意点が報告された。また、小さい図書館でもできること、とか高齢者へのサービスの拡大の必要性も発言された。

小さい図書館でもできること、とは（山内薫、墨田区立図書館）

1. コミュニケーションの確保（利用者との）
2. その場での簡単な案内
3. 電話（FAXも）活用
4. 相互貸借の活用

であった。大学図書館でも応用可能と思う。

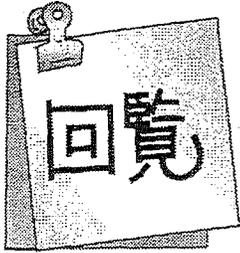
なお、分科会には、手話通訳やDHPによる要約筆記通訳も付いていた。

ところで、山梨県には県立美術館・文学館があり、両方とも訪れることができた。（同じ公園の中にある）。美術館はミレーの絵が所蔵されており、文学館には芥川龍之介や飯田蛇笏の資料がある。当然のことながら、レプリカ（複製）ではなんくオリジナルである。芥川の資料は東京にあってもおかしくないものであったが・・・。

こういうものはじかに本物を見ることが大切である。バーチャルの世界で電子化云々の話を聞くと、当方のような史学科出身の人間には眉唾まゆつばに思えて仕方がない。

（まつむら・しゅういち 京都大学化学研究所図書室）

# 噂の『学術司書』って なあに？



竹村 心

全国大会で噂になった『学術司書制度』ってどんな制度なのか知りたいという声が私立大学の図書館員の間で聞かれます。また、国立大学図書館員の間では『学術司書制度試案』についてさまざまな疑問の声も聞かれます。ここでは、それらの疑問に答えながら、『学術司書制度試案』をこの誌面をお借りしてお伝えします。

[Q1] 「学術司書制度試案」ってなんですか。

[A] 「学術司書制度試案」とは全国大学高専教職員組合〔略称：全大教〕図書館職員部委員会がすべての関係者に提案している国立大学の図書館専門職制度の試案のことを言います。

[Q2] なぜ、いま、全大教では図書館職員制度を問題にするのですか。

[A] 「学術司書制度試案」の「はじめに」で述べられているように、第一に、多くの図書館員の中に腰を落ち着けて仕事をさせて欲しいという強い要求があること、第二に、利用者特に、大学院生・研究者から図書館員に専門的な知識や技術を求める意見が多くなっていること、第三に、文部省にはこのような私たちの要求や利用者の意見を取り入れた図書館職員制度を確立しようとする動きがないので、全大教が提案することにしたことです。また、この時期に提案した理由には、我が国の戦後の大学図書館政策を振り返ってみて、70年代に議論になった図書館職員制度が成立しなかったことが今日、我が国の大学図書館を欧米の大学図書館と比較して、立ち遅れた要因の重要な一つとなっていると考えるからです。

[Q3] でもなぜ、図書館職員制度でなく、専門職制度なのですか。

[A] 本来、大学図書館は学問の自由を守って、真理を探求し、国民が等しく教育を受ける権利を保障するための社会的機関の一つであり、その社会的使命を達成するため、個々の図書館員が個人の責任において活動するということに、図書館労働の特質があると考えます。私たちは国民の権利を保障する活動を個人の責任において遂行する労働を「専門性」のある労働と考えます。したがって、その労働を担う仕事を専門職と考える訳です。

[Q4] 「学術司書制度試案」は実現に向けて、どのような経過をたどるのでしょうか。  
 [A] 全大教図書館職員部委員会ではこの『試案』を8月に発表し、全大教に加盟している教職員組合の図書館員に「試案」の検討をお願いしました。

そして、11月1日開かれた第9回教職員研究集会で全国的な意見の集約をおこないました。しかし、各大学で十分に検討されたとは言えない状況を配慮し、各大学での討議を続けることになりました。今後の「試案」の取り扱いについては、12月6日の全大教図書館職員部委員会で決めることになりました。大きな流れとしては春闘期に討議を集中し、「委員会」で再度修正して、全大教執行委員会に送り、執行委員会で審議し、単組での検討を依頼し、意見集約を行い、「学術司書制度案」として、文部省、国大協、国立大学図書館協議会に提案します。文部省にはその実現を迫ります。

[Q5] この『試案』は実現可能なものなのでしょうか。

[A] この『試案』は人事院と折衝している中で、人事院の助言で構想したものです。したがって、国立大学の図書館員の皆さんの多くが賛成されれば、文部省が認めるならば、実現の可能性はあります。文部省が認めがたい事柄は課長ポストを使う主任学術司書から図書館員以外の出身者を追い出すことではないかと予想されます。

[Q6] では『学術司書制度』とは具体的にどのような制度なのですか。

[A] 全大教図書館職員部委員会が提案している『学術司書制度試案』を直接読んで下さい。

全大教図書館職員部討議資料

1997. 8. 1.

## 学術司書制度試案

### 一 国立大学の図書館職員制度の確立をめざして一

全国大学高専教職員組合図書館職員部委員会

#### 目次

はじめに

国立大学図書館職員をめぐる動き

戦後大学図書館職員制度の歴史と現状

国立大学図書館職員制度試案

はじめに

国立大学の図書館員の中には、腰を落ち着けて、図書館の仕事をじっくりとしたいという図書館員が数多くいます。また、頻繁な異動や低い待遇に不満を持つ図書館員も数多くいます。さらに、図書館利用者の中にも、学問の発展や情報化の進展、大学院の拡充が行われる下で、専門的な知識や技術を持った図書館員を求める意見もあります。

学術審議会は93年12月に『大学図書館機能の強化・高度化の推進について』の中で、「図書館職員の育成確保」に関する報告書を出し、この報告を受けて、96年5月に国立

大学図書館協議会が『大学図書館員の育成・確保に関する調査研究班報告書』を出しました。この報告書には研修の若干の改善と研究開発機能の導入に観るべきものがありますが、残念なことに、抜本的な改善は次の課題とされ、現場の図書館員の意見や不満、期待に応える内容とはなっていませんでした。その後、大学図書館行政としても、研究開発機能の導入が図られたこと以外、図書館員や利用者の期待に応える施策が充分に取られていないのが現状です。

全大教図書館職員部委員会はこうした現状を踏まえ、国立大学図書館の図書館職員制度の確立をめざして、学術司書制度の試案を3年前から検討してきました。すべての大学図書館関係者や大学関係者に、我が国の国立大学図書館職員制度として、『学術司書制度試案』を提案し、検討を期待して、発表するものです。

### 国立大学図書館職員をめぐる動き

90年2月、大学審議会は大学設置基準の大綱化を主な内容とする「大学教育の改善について」を政府に答申しました。この答申を受けて、文部省は、翌年、大学設置基準で大学図書館に、はじめて、専門的職員とその他専任職員を置くと定め、図書館職員の法的地位を明確なものにしました。この措置は'53年の国立大学図書館長会議が検討した大学設置基準に司書、司書補を加える案の実現とも言えるものです。

91年5月、国立大学図書館協議会図書館専門職員問題特別委員会は『図書系専門職員の人材確保に関する当面の方策』として報告をまとめています。この中で、人材確保に関する具体的な方策として、( )採用方法においては(1)国家公務員採用 種試験(図書館学)採用候補者名簿登載者数の拡大、(2)地方の大学図書館のための方策を掲げ、( )需要及び志願者の拡大については(1)合格者採用マーケットの拡大、(2)志願者への援助、(3)志願者向けのセミナー開催等々を挙げました。この内、図書館行政当局は地域合同採用の実施や地域内人事交流の実施、そして、人材バンクの国立大学図書館協議会による創設を施行していますが、依然として、地方の国立大学図書館では 種合格者を確保することに困難な状況が続いています。これは国立大学の格差の是正や大学図書館員の仕事を魅力あるものにする抜本的な改善を行わなければ、解決されないのではないのでしょうか。

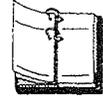
'93年12月学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会は文部大臣に対して『大学図書館機能の強化・高度化の推進について』を報告しています。この報告の第7章に「大学図書館職員の育成・確保」として、図書館職員の在り方が述べられています。

- そこでは、大学図書館員に必要とされる知識、技能、資質として、
- ・ 専門分野に関する主題知識、情報処理技術、新しいメディアに関する知識、利用者とのコミュニケーションを効果的に進める技術と資質、著作権等の関連法令
  - ・ 基本的な知識、技能を修得する点で司書資格は有用であるが、司書資格とは別に、大学図書館の専門的職員として必要な高度な知識・技能を修得するシステムの整備が望まれる。大学図書館関係団体での調査研究が期待される。としています。
- また、大学図書館員の専門性の充実・強化として、
- ・ 業務遂行のための特定の知識、技術に関する専門性の育成。

〔例〕情報処理技術、特定専門分野の主題知識

- ・ 司書以外の専門分野の人材の導入

- ・ [例] 情報関係機関との人事交流、専門分野の学部学科との連携
- ・ 大学図書館が研究・開発機能を持つこと。
- ・ そして、研修機会の充実として、
- ・ 地域的な機会の均等に配慮した系統的研修計画



- ・ 情報技術の応用による多様な学習機会の開発と研修担当者の教育の充実
- ・ 学術情報センター実務研修，図書館情報大学の長期研修の拡充と体制の整備を挙げました。

この報告を受けて、国立大学図書館協議会は大学図書館員の育成・確保に関する調査研究班を設置し、検討を重ね、'96年5月、『大学図書館員の育成・確保に関する調査研究班報告書』を出しています。この報告書は第1章として、「大学図書館員の育成・確保」問題の背景として、学術審議会報告『大学図書館機能の強化・高度化の推進について』を受けて、検討を行なったことを明らかにしています。第2章では大学図書館員に必要とされる知識、技能、資質について言及しています。自己点検・評価からの図書館員に必要とされる知識、技能、資質や独自のアンケート、図書館管理者、大学教員から求められる知識、技能、資質とそれぞれに検討し、学術審議会での言及から一步踏み込んだ総合的な評価となっています。第3章では大学図書館員の研修・育成の現状と課題が独自のアンケートによって分析され、現状と課題がリアルに反映したものになっていますが、研修制度や体系、カリキュラムに言及しなかったことが残念な結果に終わっています。第4章では第2章で検討した大学図書館員に必要とされる知識、技能、資質を踏まえた専門性の充実・強化の方策として、(1)実務研修の強化をはじめとして、研修会の共催化や講義内容の教材化などを含む研修機会の充実を提言しています。また、(2)学内外の図書系以外の部門との人事交流を促進することや地域のユーティリティとしての情報システム要員の活用などを提案し、専門スタッフの交流と活用を促ることを提言しています。また、学術審議会でも言及した(3)大学図書館における研究開発機能の導入を提案しています。研究開発機能の導入が大学管理者の理解の下で施行されて来ていますが、研修体系や制度に踏み込んだ検討がなされなかったこともあり、その他の方策は個別の努力に任されているのが現状のようです。

一方、人事院は全国大学教職員組合の図書館専門員の7級昇格要求について、課長へ抜ける道があること、図書館専門員は文部省内の職名であることを理由に、認めませんでした。図書館専門員の標準7級が認められなければ、「だれでも8級」はもちろん、50歳での6級昇格は不可能になり、図書館員の専門性の社会的評価も低いものとなります。

### 戦後大学図書館職員制度の歴史と現状

戦後、大学図書館図書館職員の職員制度について、いろいろな組織で検討がなされ、今日にいたっています。ここでは、全国大学高専教職員組合では「国立大学図書館の民主的発展のために」(1994年6月)で戦後の大学図書館職員制度の歴史と現状を分析し、発表しているますので、歴史と現状については省略しますが、これらの歴史を踏まえて、

新たな大学図書館職員制度を確立しなければならないと考えます。

## ． 国立大学図書館職員制度案の提案

### 1. 大学図書館員の知識・技能・資質について（「専門性」について）

私たちは、先の検討を踏まえ、大学図書館員が必要とする知識・技能・資質をつぎのようなものと考えます。

- ． 図書館情報学の知識・技能
- ． 専門領域の主題知識
- ． 語学力
- ． 学問の自由を守り、発展させる民主的な大学運営と図書館の自由を守り、発展させる民主的な大学図書館に関する知識と資質

コンピューターやネットワークの基礎知識は図書館情報学の範囲としています。また、専門領域の主題知識にはニューメディアによる情報検索も含まれるものと理解しています。私たちは図書館員の知識・資質として、学問の自由を守り、発展させる大学運営と行財政、図書館の自由を守り、発展させる図書館運営に関する知識と資質を大切なものと考えます。

### 2. 大学図書館員の職務と組織について

大学図書館員の職務と組織については以下のように規定しますが、ことの性質上、絶えず変化するものであり、適時に内容を改める必要があります。

#### 1) 大学図書館員の職務について

##### (1) 資料選択・収集（受入）担当図書館員

大学の教育研究活動に必要な資料を収集するためには、学生や教官の資料要求の把握、シラバスを始め学生授業についての調査、図書館の資料構成の検討、出版流通などの資料頒布動向の調査、資料入手方法についての調査、等々が必要であり、そのための知識を有する職員が不可欠です。

##### (2) 資料目録データベース担当図書館員

図書館資料を利用者が容易に検索できるよう、適切に資料を分類し、目録を作成することは図書館の基本的業務ですが、今日、ネットワークの拡充という状況に対応した次のような知識を有する職員が求められます。

- i. 分類・目録の基礎知識の上に、学術情報センターの総合目録（NACISIS-CAT）とそれに連動した学内目録データベースを作成・管理する知識
- ii. 図書館が所蔵する貴重書、大型コレクション、学内研究者の研究報告・論文などの目録データベースを作成・管理する知識

##### (3) 図書館情報システム担当図書館員

図書館電算化が進行する中であって、業務のトータルシステムを構築し、運用・管理する担当職員の育成がこれまで図書館としても大きな課題でありましたが、「電子図書

館」機能の必要性が言われ、その現実化が押し進められてきています。すでに多くの大学図書館でOPACや図書館利用案内などの情報をWWWを通じて提供したりE-MAILでその時々をの情報を流したりすることが行われていますが、さらに古文書を含めた紙媒体資料の電子化など新しい機能を備えた図書館情報システム化が要求され、それを担当する職員を置くことが重要となっています。これを推進する上では技術的な側面を含めた研究を行う部署が必要であり、いくつかの大学で配置されている研究開発室の拡充が望まれます。

#### (4) 資料保存担当図書館員

大学図書館は貴重な学術資料の大半を有する機関であり、それを保存することは文化的使命です。資料の形態に応じた保存の方法や技術についての専門的知識を有する職員を図書館に配置することは重要です。

#### (5) 図書館サービス担当図書館員

閲覧や貸出、図書館利用案内、オリエンテーション、利用者教育、資料検索、WWWやCD-ROMなど情報検索援助、等々直接利用者と接し、利用者の要求を的確に把握して援助する職員です。いわゆるレファレンス・ライブラリアンもこのなかに入ります。図書館活動全般についての知識、資料・情報に関する知識、専門分野(主題)についての知識、利用者の要求に対する理解力が求められます。

#### (6) 古文書取扱担当図書館員

漢籍、古文書、西洋古典籍など、その扱いについて特別の知識を必要とする職員です。

#### (7) 相互協力担当図書館員

大学図書館間の文献複写や相互貸借がILLシステムの運用以後急速に増加していますが、インターネットによって、さらに他の学術研究機関、公共図書館、諸外国の大学図書館や学術機関との相互協力への広がりが予測されます。資料情報検索を始め相当の専門的知識を有する職員が必要です。

### 2) 大学図書館員の組織について

前項の職務の遂行のためには、これらの専門的職員と併せて専門的職員の指導の下にそれぞれの業務を担当する図書館員、庶務・会計などの事務を行う一般事務職員、総合的管理職員が必要です。従って、図書館の職員の配置について次のように規定することが重要です。

(1) 大学図書館の管理運営のために図書館の規模に応じた適切な組織を設け、図書館専門知識と行政能力を併せ持つ管理職員、「統括学術司書」を置く。

(2) 大学図書館に相当高度な専門知識を有する次の専門的職員、「学術司書」を置く。

1. 資料選択・収集(受入)担当の学術司書
2. 資料目録データベース担当の学術司書

3. 図書館情報システム担当の学術司書
4. 資料保存担当の学術司書
5. 図書館サービス担当の学術司書
6. 相互協力担当の学術司書

また、図書館が扱う資料の性質によって古文書取扱担当の学術司書を配置する。

(3)上記の 1～ 6 の職務を調整する専任学術司書を置く。

(4)大学図書館機能の強化・高度化について研究・調査を行う研究開発部門を設け、学術司書の中から、より高度な専門的知識を有する主任学術司書を配置する。

(5)大学図書館の庶務・会計などの事務を行う事務職員を置く。

(6)必要に応じて、情報処理などの技術職員、主題専門家などの研究員を置くことができる。

### 3. 官職の設定について

#### 1) 学校教育法第58条

「大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。」を「大学には学長、教授、助教授、助手、司書及び事務職員を置かなければならない。」とする。

#### 2) 国立学校設置法施行規則第1条

国立大学及び国立短期大学の職員の種類に「司書」を追加し、その職務として、「司書は、学術資料・情報に関する職務に従事する。」と規定する。

### 4. 学術司書の任用と昇任・昇格および異動

- ・国立大学図書館職員採用試験種「図書館学」合格者から採用、図書館職員講習会受講後、4級昇格時、学術司書に昇任する。
- ・図書館事務部長を統括学術司書とする。文部省内に国立大学図書館協議会と文部省で構成する人事委員会を置き、主任学術司書の中から、統括学術司書を選考、文部省が発令する。また、統括学術司書の異動は3年以上とする。
- ・課長を主任学術司書とする。文部省内に国立大学図書館協議会と文部省で構成する選考委員会を設置し、論文試験と面接を行い、合格者を公表する。文部省は合格者の中から専任学術司書を選考し、発令する。  
また、主任学術司書の異動は3年以上とする。
- ・統括学術司書11-8級、主任学術司書7-9級、学術司書8-4級、  
司書2-3級の職とする。

### 5. 組織

- ・国立学校設置法第6条、「国立大学に、附属図書館を置く。」は現行通りとする。
- ・国立学校設置法施行規則第12条（附属図書館の長）「国立大学の附属図書館に館長

を置き、その大学の教授をもって充てる。ただし、必要がある場合には、事務職員をもって充てることができる。」を（図書館の長）「国立大学の図書館に館長を置く。」と改める。

- ・国立学校設置法施行規則第29条（学部等の事務組織）の附属図書館および分館の規定は現行通りとする。
- ・図書館の事務組織を部課長制から部門制に改める。

## 6. 研修

- ・大学図書館運営委員会の下に研修委員会を置く。
  - ・語学講習 ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語等の語学の授業の受講
  - ・資料組織法講習 AACR2、NCR1987、NDC8、DDC20など
  - ・情報処理技術講習
  - ・情報検索技術講習
- ・国立大学図書館地区協議会に研修委員会を置く。
  - ・初任者研修 大学行政財政、大学図書館管理の基礎
  - ・選書・収書研究
  - ・資料組織法研究
  - ・書誌研究
  - ・保存技術研究
  - ・情報検索サービス（レファレンスサービス）研究
  - ・利用者教育研究
  - ・情報処理技術研究
  - ・「大学図書館職員講習会」の内容を改善し、3級昇格後、すべての図書館職員対象に拡充する。
  - ・「大学図書館職員長期研修」の内容を改善し、「学術司書研修」とし、4級昇格後、すべての図書館職員を対象に行い、学術司書の昇任資格とする。



## 7. 養成

- ・図書館情報大学に博士課程の実現、夜間大学院修士課程の設置
- ・図書館情報学を開講している大学の昼夜開講の修士課程の設置要望。
- ・夜間大学院に就学する図書館職員に就学保障を

## 8. 実現のための条件

- ・当面、文部省配当予算50%をめざし、図書館財政の確立をめざす。
- ・図書館長に「必要がある場合は事務職員をもって充てることができる」（国立学校設置法施行規則第12条）ことによって、図書館職員が図書館長になる図書館も生まれることをめざす。
- ・図書館職員から昇任される図書館事務部長及び課長が多数であること。
- ・図書館事務部長の異動は3年以上とすること。

（たけむら・まこと 京都大学教育学部図書室）

新連載小説 第2回

## リ ュ ウ



作 西田 治

リュウと僕は、予定の仕事を終えて引き返してきた。圭子は、歩道の真ん中に立ちほだかるようにして、自動販売機で買ったウーロン茶を飲みながら僕らを待っていた。

僕らが近づくと持っていたウーロン茶の缶を僕の方に差し出しながら「もう、遅い！」といった。僕は、額の汗を拭きながら、妻の飲み残しのウーロン茶を一気に飲んだ。冷たいウーロン茶は、喉にしみて気持ちよかった。

ふと、振り返るとリュウがハアハア言いながら「俺には？」という顔で僕を見ていた。「リュウの分は？」と僕が聞いた。圭子は、何の表情も動かさず「あんたの分はないの」とリュウに向かって断言した。

リュウは、クシャミを一ツするとむっとした表情で「こうなったら、早く帰る！」とばかり、振り返りもせず先に立って歩き出した。僕らもリュウに遅れないように少し速く歩いた。

商店やビルの灯が次々に消えていき、逆に営業中の店の灯が目立ち始めていた。その中でひときは明るく光を放っているビルが一つあった。といってもラブホテルである。それは美術館のような洋館で表にショウウインドウがあり、その中には絵や写真が浮かび上がっていた。テレビの深夜放送で紹介されていたのを僕は思い出し、圭子に話した。

「一度利用してみない？」と僕は圭子にいった。

圭子は驚いたように、そのホテルを改めて見上げた。

「ね、面白そうだろう？」と僕は浮き浮きした気分圭子に同意を求めた。ところが圭子は「冗談じゃないわ。イヤよ！」といった。

今度は僕が驚いた。

「なんで？楽しそうじゃないか！」と僕がいうと圭子は顔をしかめるようにして「イヤよ！嫌らしい所でしょ。」という。

「楽しいところだよ」

「馬鹿ねえ。あれは結婚してない人や不倫してる人が行く所でしょ」

「馬鹿なのはそっちの方だよ。誰がそんなこと決めたんだ。関係ないよ。人生をエンジョイする所なんだから。誰だって良いじゃないか！」

「若い人の行く所でしょ。20代の」

「わかって無いなあ。80の年寄りが行ったって、どこが悪いんだ！」

「.....」

リュウが立ち止まって、横目で僕らを睨み付けた。それは「お前らいい加減にしろ！俺はどうなるんだ。俺は！」という表情である。ところが圭子は、そんなリュウを全く無視して急に僕の左腕に両手を絡ませて、笑顔を作った。僕は思わず逃げ腰になって身を引いたが圭子は離れなかった。

